

近畿中国 1 新見樹木採取区の国有林野の管理経営に関する法律  
第 8 条の 14 第 2 項第 1 号の樹木の採取に関する基準

樹木採取権者は、樹木の採取のほか事業を実施するに当たっては、法令等の定めによるほか以下の基準によらなければならない。なお、国有林野事業の実施のために、当該事業の実施箇所においてあらかじめ樹木採取権者が樹木を採取する必要があると近畿中国森林管理局長が認める場合、本基準 1、2、5 及び 6（総計最低採取面積に係るものを除く。）は適用しない。

1. 採取してはならない樹木

(1) 以下に該当する樹木は、採取してはならない。

該当なし

(2) 以下に該当する樹木は、樹木の採取又は搬出その他の事業の実施の際に支障となると認められる場合を除き採取してはならない。

ア 搬出済届が提出された後又は搬出期間経過後において天然に生じた樹木

イ 森林管理局長が定める「国有林野産物収穫調査規程」に定める胸高直径が 10 センチメートル未満の樹木。ただし、スギ、ヒノキについては 6 センチメートル未満とする。

ウ 災害跡地等に植栽された樹木（天然に生じた樹木を含む。）で、本基準 2(1)アの間伐その他の樹木の採取が可能になる林齢に満たないもの

2. 採取方法ごとの採取規整

小班（区画）ごとに定められた皆伐、複層伐（複数の小班からなる一団のまとまりにおいて面的な複層状態に誘導するものを含む。）、択伐などの採取方法は、別紙 3 森林資源等状況一覧表のとおり。具体的な樹木の採取は、採取方法ごとに、以下の(1)から(5)までの採取規整に適合しなければならない。

(1) 採取できる林齢

ア 伐期齢等

小班（区画）ごとの主伐が可能になる伐期齢、間伐その他の樹木の採取が可能になる林齢及び主伐又は間伐その他の樹木の採取が可能になる年度は、別紙 3 森林資源等状況一覧表のとおり。なお、別紙 3 森林資源等状況一覧表に定める主伐が可能になる年度は、(5)の隣接する新生林分の鬱閉までに要する期間を反映したものではない。

イ 間伐の繰り返し期間等

過去に間伐が実施された箇所と同一の箇所での間伐の実施は、当該箇所ですべて最後に

間伐が実施された年度から8年目に当たる年度以降で、当該箇所での収量比数（森林の立木の単位面積当たりの材積と当該立木と樹種及び樹高を同じくする立木が達し得る単位面積当たりの最大の材積の比をいう。以下「Ry」という。）が0.65以上に回復していなければならない。

Ryの具体的な調査方法等は下記ウによることとする。

また、過去に間伐が実施された箇所と同一の箇所での主伐の実施は、当該箇所ですべての間伐が実施された年度から8年目に当たる年度以降でなければならない。なお、公募の時点における前回の間伐実施年度については別紙3 森林資源等状況一覧表に記載のとおり。

樹木採取権者が樹木採取区において間伐を実施した場合における間伐が実施された年度は、当該伐区に係る採取済届が提出された又は採取期間が満了した年度とする。

#### ウ Ryの調査方法等

間伐を実施しようとする小班（区画）ごとに、以下の（ア）から（エ）までに定める標準地を設けて調査又は伐区の全面積で調査を実施する。

##### （ア） 標準地の選定

- i 標準地は、樹種ごとに選定する。
- ii 標準地は、間伐を実施しようとする小班（区画）を代表すると認められるものを選定しなければならない。ただし、林相不齊な林分においては、間伐を実施しようとする小班（区画）を林相に応じて適宜区分し、当該区分ごとに標準地を選定する。
- iii 標準地は、立木の成長状態、直径階分布等を考慮し間伐を実施しようとする小班（区画）内における地形の変化を最大限に反映するように選定する。

##### （イ） 標準地の面積

- i 標準地の面積は、樹種ごとの調査面積の5%以上（樹種ごとの調査面積の5%が500平方メートルに満たない場合は500平方メートルとする。なお、樹種ごとの調査面積が500平方メートルに満たない場合は、当該樹種の全面積とする。
- ii 標準地の面積調査は、近畿中国森林管理局長の定める収穫調査規程に基づき実施する。

##### （ウ） 標準地における樹木の調査

- i 上層木と下層木に区分して毎木調査を実施する。  
上層木とは、林冠の上層を形成する林木のことをいう。  
下層木とは、樹冠が完全に被圧されている林木をいい、枯死木は含まない。
- ii 近畿中国森林管理局長の定める収穫調査規程に基づき樹種、樹高、胸高直径、樹形級を毎木調査する。

(エ) Ry の算出方法

i 上層木平均樹高の算出

[上層木樹高の合計÷上層木本数]により0.1mを単位として算出する。

ただし、別表林分密度管理表を使用する場合は、0.5mを単位とし、1m以下1位を2捨3入（7捨8入）する。

ii ヘクタール当たりの樹木の本数の算出

[(上層木本数+下層木本数)÷標準地面積]により算出する。

iii Ry の算出

Ry は、上層木平均樹高と ha 当たりの樹木の本数に基づき別図林分密度管理図、又は別表林分密度管理表から求める。

(2) 採取方法ごとの伐採率及び一塊の採取箇所面積等

採取方法ごとの伐採率及び一塊の採取箇所は、面積等により規整する。

伐採率及び一塊の採取箇所面積は、具体的には、以下のアからエまでのとおり規整する。なお、それぞれの記号の定義は以下のとおり。

$a_n$  : 小班 n における伐区面積

$b_n$  : 小班 n の小班面積

$c_n$  : 小班 n における明確でない小班内雑地等の面積

d : 規整に用いられる面積、 $d = \sum \left\{ a_n - \left( \frac{a_n}{b_n} \times c_n \right) \right\}$

※ 樹木を採取しようとする伐区が複数の小班にまたがらない場合、 $n=1$ となる。

ア 皆伐

d = 一塊の採取箇所面積 ≤ 5ha とする。

イ 複層伐

それぞれの一塊の採取箇所について、以下の（ア）、（イ）又は（ウ）のいずれかとした上で、一つの伐区について、採取箇所面積の合計 ≤ d × 50% とする。

なお、上木を単木伐採して行う単木伐採法は行わないこととする。

（ア）別紙3森林資源等状況一覧表に定める、面的な複層状態に誘導する小班のまとまりの場合、一塊の採取箇所面積 ≤ 2.5ha とする。

（イ）（ア）及び（ウ）の場合以外の場合であって、伐区が一つの小班内に納まり、かつ一塊の採取箇所の形状を群状とする群状伐採法の場合、一塊の伐区面積 ≤ 5ha とし、一塊の採取箇所面積 ≤ 1ha とする。

（ウ）（ア）の場合以外の場合であって、伐区が一つの小班内に納まり、かつ、一塊の採取箇所の形状を帯状とする帯状伐採法の場合、採取する帯の幅 ≤ 樹高の2倍（20m以上40m未満）、保残する帯の幅 ≥ 樹高の2倍とする。また、一塊の伐区面積 ≤ 5ha とする。

ウ 択伐

それぞれの一塊の採取箇所について、以下の（ア）又は（イ）とした上で、それぞれの一塊の採取箇所の間隔を20m以上とする。また、一つの伐区について、採取

箇所面積の合計 $\leq d \times 30\%$ とする。

(ア) 一塊の採取箇所の形状が群状の場合、一塊の採取箇所面積 $< 0.05\text{ha}$ とする。

(イ) 一塊の採取箇所の形状が帯状の場合、帯の幅 $< 10\text{m}$ とする。

#### エ 間伐

列状間伐を原則とし、採取箇所面積（採取列長 $\times$ 採取列幅 $1.8\text{m}$ ）の合計 $\leq d \times 35\%$ とする。

なお、採取列については、植列方向、集材架線、木寄方向、地形、路網等を考慮し、1列伐採2列保残、又は1列伐採3列保残とし、伐採列の幅（採取列幅）は $1.8\text{m}$ とする。

また、保残する列の幅は、上記の条件に従い $1.8\text{m}$ の整数倍とする。

### (3) 主伐における採取箇所の形状及び配置

採取跡地への植栽、保育、将来の収穫など、国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に支障を及ぼすおそれがないよう、樹木の採取に当たっては、国有林野の有する公益的機能の維持増進等の観点から、特段の理由がない限り、一塊の採取箇所は、(2)ア並びにイ（ア）及び（イ）の採取方法における一塊の採取箇所面積以下かつ $1\text{ha}$ 以上の外縁のまとまった複雑でない形状とすること。ただし、一塊の採取箇所が一つの区画内に納まる場合であって当該区画の面積が $1\text{ha}$ に満たない場合及び(4)ア（ウ）から（オ）までの保護樹帯において隣接する新生林分が鬱閉したことにより樹木を採取する場合は除く。

なお、同一区画内又は一塊の隣接した複数の区画内に複数の一塊の採取箇所を設定する際は、樹木の採取をせず保残する箇所においても(4)イに記載する基準を満たすとともに一定のまとまりが確保され、保育及び将来の収穫が効率的に実施できるよう、一塊の採取箇所の配置に配慮すること。

### (4) 保護樹帯の設定等

#### ア 保護樹帯の設定について

尾根及び溪流における浸食等の防止、生態系保全上重要な林分の保護、伐区の分散及び新生林分の保護のため、皆伐及び群状又は帯状の複層伐を行う場合には、以下の箇所に樹木採取権者が保護樹帯の設定を行うこと。

なお、(ア)から(エ)までにおいて保護樹帯を具体的に配置すべき箇所については、別紙3 森林資源等状況一覧表及び別紙4 公募時現況図面のとおり。

(ア) 尾根、溪流沿い等で国有林野の有する公益的機能の維持増進に必要な箇所

(イ) 生態系保全上重要な箇所（樹木採取区外を含む。）に隣接する箇所

(ウ) 隣接する林分（民有林を含む。）であって公募時点において樹木採取権の存続期間中に主伐が予定されているものとの境界に当たる箇所

(エ) 隣接する林分（民有林を含む。）であって更新後、公募時点において(5)の新生林分の鬱閉の判断の基準に示される年数を経過していないものとの境界に当たる箇所（樹木採取権の存続期間中に隣接林分が当該年数を経過した場合、それ

以降での当該箇所に係る保護樹帯部分の樹木の採取は可能となる。樹木の採取が可能となる具体的な年度は別紙 3 森林資源等状況一覧表のとおり。)

(オ) (2)の制限に適合させるため採取しない箇所であって、イ (ア) の保残する箇所と重複しない箇所

(ア) から (オ) の箇所については、必要最小限の作業道の開設及び針広混交林化を図るための間伐又は択伐による樹木の採取を除き、樹木の採取を行ってはならない。(2)イの複層伐において、(ウ) 及び (エ) の箇所に、樹木を採取せずに保残する箇所を配置する場合、当該保残箇所が以下の保護樹帯の幅員の基準を満たしているときは、当該保護樹帯の設定を要しない。

また、(ア) から (オ) までの箇所において開設する作業道については、保護樹帯以外で開設する場合と同様に、森林作業道作設指針 (平成 22 年 11 月 17 日付け 22 林整整第 656 号林野庁長官通知) に沿って近畿中国森林管理局長が定める森林作業道作設仕様書に適合しなければならない。

保護樹帯は、原則として 50m の幅員を確保しなければならない。ただし、隣接した箇所に保護樹帯が設定されている場合には、当該保護樹帯と合わせて 50m の幅員が確保されればよい。このため、樹木採取区に隣接して国が十分な幅員の保護樹帯を設定している場合には、樹木採取権者は樹木採取区の区域界で保護樹帯の設定を行う必要はない。

イ 樹木の採取に伴い保残する箇所の面積、形状等の取扱いについて

次の (ア) から (ウ) の保残する箇所については、ア (ア) 又は (イ) の保護樹帯と重複して設定することができる。ただし、重複した箇所については、アの保護樹帯の取扱いによることとする。

(ア) 区域 1 から区域 3 において、皆伐における一塊の採取箇所に隣接する箇所に、皆伐による採取をせずに保残する箇所として、一塊の採取箇所と同等程度以上の面積をまとまりとして確保するとともに、一塊の採取箇所が区域内で偏りなく配置されるよう配慮すること。

保残する箇所で樹木を採取する場合は、必要最小限の作業道を開設する場合を除き、(5)の隣接する新生林分の鬱閉の判断の基準及び(1)アの伐期の基準、(1)イの基準に適合する場合に限り採取することができる。

(イ) (2)イ (ア) においては、一塊の採取箇所と一塊の採取箇所との間に 50m 以上保残する箇所を確保する。

保残する箇所で樹木を採取する場合は、必要最小限の作業道を開設する場合を除き、(5)の隣接する新生林分の鬱閉の判断の基準を満たした後 10 年を経過したとき及び(1)アの伐期齢の基準、(1)イの基準に適合する場合に限り採取することができる。

(ウ) (2)イ (イ) は、一塊の採取箇所と保残する箇所を合わせた区域を一塊の伐区とし、一塊の伐区内に一塊の採取箇所と保残する箇所とが偏りなく配置されるよう設定すること。

(エ) (2)イ (ウ) は、一塊の採取箇所と保残する箇所を合わせた区域を一塊の伐区

とし、一塊の伐区内で一塊の採取箇所の帯と保残する箇所の帯とが交互に配置されるよう設定し、保残する箇所の帯の幅は一塊の採取箇所の帯の幅以上設けること。

(オ) (4)イ (ウ) 及び (エ) において保残する箇所で樹木を採取する場合は、必要最小限の作業道を開設する場合を除き、間伐により実施することとし、(1)イの基準に適合する場合に限り採取することができる。

#### (5) 新生林分が隣接する場合の取扱い

国有林野内で皆伐又は一塊の採取箇所が1 ha 以上若しくは一小班のすべてを採取する複層伐を行った林分との間に(4)アの保護樹帯のない箇所において皆伐又は一塊の採取箇所が1 ha 以上又は一小班のすべてを採取する複層伐をしようとする場合で、隣接する当該林分が新生林分として鬱閉していない場合、風害防止の観点から、その面積は隣接する当該新生林分の面積と合計して5 ha を超えてはならない（5 ha を超えない場合は、(4)ア (ウ) 及び (エ) の保護樹帯の設定は不要）。

新生林分については、植栽が完了した年度の末日から10年を経過したときに鬱閉したものとして取扱うこととする。

### 3. 法令の遵守

樹木の採取に関する各種法令及び法令に基づく通達等を遵守し、必要な手続を事前に確実に行い、法令違反の防止を徹底すること。

### 4. その他の環境保全上配慮すべき事項

- ① 土場及び搬出路の箇所の選定の際には、国と十分打合せを行うとともに、既設の土場及び搬出路を極力利用すること。また、既設の搬出路がなく新設する場合、二回目以降の間伐等でやむを得ず搬出路を追加する場合等は、近畿中国森林管理局長が定める「森林作業道作設仕様書」によること。樹木の採取及び集運材に使用した搬出路については、搬出終了時に適切な水切りを施工するなど、林地災害等の未然防止を図ること。
- ② 車両系林業機械による集材に当たっては、ウインチを利用する等、林内での林業機械の走行を極力抑制すること。ただし、緩傾斜地でのハーベスタ等による林内作業についてはこの限りでない。
- ③ 河川及び溪流へ土砂が流入しないよう、樹木の採取に当たっては林地を保全し、溪流内においては機械走行を極力回避すること。下流域に汚濁等が発生した場合は速やかに原因の除去等改善策及び再発防止策を講じ、併せて下流域関係者への説明等の措置を講じること。
- ④ 樹木の採取に伴い発生した末木、枝条等を沢地又は河川の流路、道路又は道路の排水施設付近等に放置し、又は林内に埋設してはならない。
- ⑤ 希少野生動植物種の生息等を確認した場合、速やかに国に連絡すること。この場合において、近畿中国森林管理局長から樹木採取権者に対して行った樹木の採取及び搬

出の時期並びに方法等についての指示に従うこと。

- ⑥ 火災の予防について万全の措置を講ずるものとし、樹木の採取に伴い発生した末木、枝条等を野焼きしてはならない。また、作業員等の喫煙場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
- ⑦ 病虫獣害防除を行うために薬剤を使用する必要があると考える場合等は、岡山森林管理署と協議を行い調整した上で、諸法令通達等を遵守し、対象林分等の周辺の環境に十分配慮するとともに、風向等の気象条件並びに溪流及び河川の存在を考慮して散布しなければならない。また、薬剤の流出、紛失を防ぐため管理を徹底し、使用後の薬剤の容器等はすべて持ち帰り処分すること。

## 5. 収穫調査との関係

1の採取してはならない樹木並びに2(4)アの(ア)及び(イ)の保護樹帯を設置すべき箇所については、収穫調査の段階で初めてその存在が明らかになる場合があるが、これらの箇所についての樹木の採取については、それぞれの基準に従うこと。

## 6. 上限採取面積及び最低採取面積

### (1) 原則

実施契約の契約期間において樹木を採取する又は採取した伐区面積の合計は、総計上限採取面積を超えてはならず、総計最低採取面積を超えなければならない。

実施契約の契約期間の各年度において、当該年度に樹木を採取する又は採取した伐区面積の合計は、単年度上限採取面積を超えてはならない。この場合において、実施契約の規定により指定される採取期間内において初めて当該年度に樹木を採取する伐区（以下「新規伐区」という。）があるときは、前段に加えて、実施契約の契約期間の各年度において、新規伐区面積（新規伐区的面積の合計をいう。以下同じ。）が新規伐区面積に係る単年度上限採取面積を超えてはならない。

以下で個別に例外を定める場合を除き、実施契約の契約期間の総計上限採取面積、単年度上限採取面積及び総計最低採取面積は、以下のとおりとする。

それぞれの記号の定義は以下のとおりとする。

y : 実施契約の契約期間	$y = \bigcirc_1$ 年
S : 採取可能面積	$S = 115.92$ ha
T : 樹木採取権の存続期間	$T = 9$ 年
n : 年間の平均採取面積	$n = S \div T = 12.88$ ha/年

### ア 総計上限採取面積

#### (ア) 原則

$$y \text{ 年間の総計上限採取面積} = n \times y \times 1.2 = 12.88 \times \bigcirc_1 \times 1.2 = 15.46 \times \bigcirc_1 \text{ha}$$

$$\text{ただし、} y \leq 3 \text{ の場合、} y \text{ 年間の上限採取面積} = n \times y \times 1.5$$

$$= 12.88 \times \bigcirc_1 \times 1.5 = 19.32 \times \bigcirc_1 \text{ha}$$

なお、上記の式により算定された総計上限採取面積が、樹木の採取を行う際に有効な国有林野施業実施計画に定める施業群ごとの上限伐採面積を超える場合に

は、他の記述にかかわらず当該施業群ごとの上限伐採面積を総計上限採取面積として適用する。

(イ) 総計上限採取面積の緩和

国の責めに帰すべき事由又は不可抗力その他のやむを得ない事由により—樹木の採取を行うことができない期間が生じた場合、以下の  $n'$  を総計上限採取面積の算定式の  $n$  に置き換え、その結果得られる値が元の値より大きければ、当該期間を含む実施契約の契約期間及び当該期間後の実施契約の契約期間においては、その値を新たな総計上限採取面積として適用する。

$$\begin{aligned} n' : \text{再計算後の年間の平均採取面積} \quad n' &= S \div (T-t) \text{ ha/年} \\ &= 115.92 \div (9 - \bullet_1) \text{ ha/年} \end{aligned}$$

$t$  : 国の責めに帰すべき事由又は不可抗力その他のやむを得ない事由により樹木の採取を行うことができない期間  $t = \bullet_1$  年

国の責めに帰すべき事由又は不可抗力その他のやむを得ない事由により実施契約の締結が遅れた場合、当該実施契約においては、表 1 に定める  $y'$  の値を総計上限採取面積の算定式の  $y$  に置き換え、総計上限採取面積を算定して適用する。

イ 単年度上限採取面積

(ア) 原則

$$\text{単年度上限採取面積} = n \times 3.0 = 12.88 \times 3.0 = 38.64 \text{ha}$$

ただし、災害等のやむを得ない事由により樹木を採取できなかった場合に翌年度以降に繰り越した伐区的面積については、これを超えることができる。

$$\text{新規伐区面積に係る単年度上限採取面積} = n \times 1.5 = 12.88 \times 1.5 = 19.32 \text{ha}$$

(イ) 単年度上限採取面積算定の緩和

国の責めに帰すべき事由又は不可抗力その他のやむを得ない事由により、樹木の採取を行うことができない期間が生じた場合、総計上限採取面積と同様に再計算後の年間の平均採取面積  $n'$  を単年度上限採取面積の算定式の  $n$  に置き換え、その結果得られる値が元の値より大きければ、当該期間を含む年度及び当該期間後の年度においては、その値を新たな単年度上限採取面積（新規伐区面積に係る単年度上限面積を含む。以下（イ）及び（2）において同じ。）として適用する。

国の責めに帰すべき事由又は不可抗力その他のやむを得ない事由により実施契約の締結が遅れた場合、国は当該事由により実施契約の締結が遅れた期間をア

(イ) の  $t$  として、 $n'$  を単年度上限採取面積の算定式の  $n$  に置き換え、その結果得られる値が元の値より大きければ、当該実施契約の契約期間及び当該期間後に締結する実施契約の契約期間においては、その値を新たな単年度上限採取面積として適用する。

ウ 総計最低採取面積

(ア) 原則

$$y \text{ 年間の総計最低採取面積} = n \times y' \times 0.5 = 12.88 \times y' \times 0.5 = 6.44 \times y' \text{ ha}$$

総計最低採取面積の算定に用いる  $y'$  については、地域管理経営計画の計画期

間を踏まえ、実施契約の契約期間ごとに表 1 に定める値を適用する。

表 1：実施契約の契約期間ごとの  $y'$  の値

実施契約の契約期間	第 1 期	第 2 期
実施契約の終期	～2026 年 3 月 31 日	樹木採取権の 存続期間最終日
$y'$ の値	$\square_1$	$\square_2$

(備考)  $\square_1$ については樹木採取権設定後直ちに第 1 期の実施契約が締結された場合の契約期間、 $\square_2$ については、第 1 期の契約が満了後直ちに第 2 期の実施契約が締結された場合の樹木採取権の存続期間満了日までの期間とする。

(イ) 総計最低採取面積の緩和

国の責めに帰すべき事由又は不可抗力その他のやむを得ない事由により、樹木の採取を行うことができない期間が生じた場合、当該期間を含む実施契約の契約期間及び当該期間後の実施契約の契約期間においては、以下の補正式により得られる値を当該実施契約の契約期間における新たな総計最低採取面積として適用する。

$t$ ：国の責めに帰すべき事由又は不可抗力その他のやむを得ない事由により樹木の採取を行うことができない期間  $t = \bullet_1$  年

補正式： $n \times y' \times 0.5 - n \times t$

$$= 12.88 \times y' \times 0.5 - 12.88 \times \bullet_1 = 6.44 \times y' - 12.88 \times \bullet_1 \text{ ha}$$

国の責めに帰すべき事由又は不可抗力その他のやむを得ない事由により実施契約の締結が遅れた場合、当該実施契約の契約期間及び当該期間後に締結する実施契約の契約期間においては、上記の補正式において当該事由により実施契約の締結が遅れた期間を  $t$  として、得られる値を新たな総計最低採取面積として適用する。

権利設定料の返還を伴う国有林野の管理経営に関する法律施行令（昭和 29 年政令第 121 号）第 8 条各号に定める事由が発生した場合、国は、以下の再計算後の年間の平均採取面積  $n''$  を総計最低採取面積の算定式の  $n$  と置き換え、その結果得られる値が元の値より小さければ、その値を新たな総計最低採取面積として適用する。

$S'$ ：当該事由発生時以降に採取可能な面積  $= \bullet_2 \text{ ha}$

$T'$ ：当該事由発生時の樹木採取権の残存期間  $= \bullet_3$  年

$n''$ ：再計算後の年間の平均採取面積  $n'' = S' \div T' = \bullet_2 \div \bullet_3 \text{ ha/年}$

(ウ) 総計最低採取面積不達分の計上

ある実施契約の契約期間において樹木を採取した伐区面積の総計が、不可抗力その他のやむを得ない事由によらずに当該総計最低採取面積を下回ったときは、当該実施契約の契約期間において樹木を採取した伐区であって伐区面積の総計と

総計最低採取面積との面積の差は、次期実施契約の総計最低採取面積に加算される。

## (2) 採取面積の調整

(1)について、国有林野施業実施計画に基づく上限伐採面積との関係で採取面積の調整が必要な場合で、近畿中国森林管理局長から樹木採取権者に対して、樹木採取権者が作成した施業計画案における伐区面積をその案より減じる旨の協力を求め、樹木採取権者がこれに応じたときは、減じた分の採取方法ごとの面積について、近畿中国森林管理局長は、締結しようとする実施契約の次期の実施契約の契約期間における当該採取方法に係る総計上限採取面積に加算し、また減じた分の採取方法ごとの面積を締結しようとする実施契約の次期の実施契約の契約期間に係る年数で除した面積を、締結しようとする実施契約の次期の実施契約の契約期間における当該採取方法に係る単年度上限採取面積に加算する。また、減じた分の採取箇所面積について、近畿中国森林管理局長は、締結しようとする実施契約の次期の実施契約の契約期間における総計上限採取面積のすべての採取方法に係る特例面積に加算し、また減じた分の採取箇所面積を締結しようとする実施契約の次期の実施契約の契約期間に係る年数で除した面積を、締結しようとする実施契約の次期の実施契約の契約期間における単年度上限採取箇所面積に加算する。

ただし、この協力の要請は、締結しようとする実施契約が最終の期間に締結することとなる実施契約でない場合にのみ可能とする。

## (3) 当初の上限採取面積等

(単位：ha)

実施契約の契約期間	第1期	第2期
総計上限採取面積等		
(1) ア (ア) 総計上限採取面積	15.46×○ <sub>1</sub>	15.46×○ <sub>1</sub>
(1) ア (ア)「ただし」以下 総計上限採取面積 (y ≤ 3 の場合)	—	—
単年度上限採取面積等		
(1) イ (ア) 前段 単年度上限採取面積	38.64	38.64
(1) イ (ア) 後段 新規伐区に係る単年度上限採取面積	19.32	19.32
(1) ウ (ア) 総計最低採取面積	6.44×□ <sub>1</sub>	6.44×□ <sub>2</sub>

(備考) 本基準で用いられている用語は、特段の断りがない限り、樹木採取権制度ガイドラインによる。